

合併 10 周年記念式典において市政への貢献が顕著な市民を表彰するにあたり、その選考のために刑罰や市税の滞納状況について関係部署に照会することの可否について（答申）

1 丸亀市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の結論

諮問事項 1「市内に本籍がある者にかかる個人情報の目的外利用について」は、丸亀市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 8 条第 1 項第 4 号の「目的外利用に相当の理由がある場合で、当該本人の権利利益を不当に害するおそれがないとき」と認められる。

諮問事項 2「市外に本籍地がある者の刑罰等情報の収集について」は、条例第 7 条第 5 項第 4 号の「公益上特に必要がある」と認められる。

諮問事項 3「刑罰等情報及び本籍地情報の本人以外から収集することについて」は、条例第 7 条第 2 項第 6 号の「選考の事務を執行するために、本人から当該個人情報を収集したのでは、当該事務の目的を達成することができない」と認められる。

諮問事項 4「市税の納付状況の目的外利用について」は、条例第 8 条第 1 項第 4 号の「目的外利用に相当の理由がある場合で、当該本人の権利利益を不当に害するおそれがないとき」と認められる。

2 諮問に至るまでの経過

旧丸亀市では、市制施行 5 年毎の周年式典の際に市長表彰を実施してきた。

旧飯山町、旧綾歌町においても、周年記念式典において、町長表彰を行っており、旧飯山町は 5 年毎に、旧綾歌町は 10 年毎に実施してきた。

平成 17 年 3 月の合併以降は、平成 22 年の市制施行 5 周年時に、全 12 区分ある市長表彰のうち、最上位格の「市政功労」のみ表彰を行った。

今回の合併 10 周年記念式典に伴う市長表彰は、全 12 区分を予定しており、合併後の新丸亀市にとっては、初の本格的な顕彰行事となるため、市長表彰に関する新たなルール作りが必要である。

先述のとおり、市長表彰は全 12 区分あり、被表彰者は、本市の発展に功績のあった各界功労者を、市の各部より推薦し、被顕彰者推薦選考審査委員会における選考を経て、決定することとなっている。

全 12 の表彰区分のうち、市政功労については、丸亀市功労者表彰条例を根拠としており、「成年被後見人」や「禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者」については、「功労者の待遇を廃止し、又は功労者として表彰することができない。」と規定されている。また、「市税を滞納し処分中の者」、「破産の宣告を受け復権しない者」及び「刑の言渡しを受け執行猶予中の者」は、「その期間中功労者の待遇を停止する。」と規定しており、これらに該当する者は、選考外の取り扱いをしている。

これまで市政功労候補者については、これらを根拠として、刑罰、破産宣告の有無、成年被後見人（以下「刑罰等」という。）及び市税の納付状況の調査を実施している。

また、市政功労以外の 11 区分については、市政功労のような例規上の根拠はなく、従前（旧丸亀）より表彰の度に内規を定め、それに基づいて選考している。

内規上では、「被顕彰者は、原則として市税等を滞納していない者」との規定があるが、刑罰等についての規定はない。従前（旧丸亀）においては、市政功労に準じて、刑罰等及び市税の納付等について調査を実施してきたが、調査することに疑義があり、審査会に諮問がなされた。

3 審査会の意見

● 諮問事項 1 「市内に本籍がある者にかかる個人情報の目的外利用について」

刑罰等の情報については、人の名誉、信用に直接かかわる事項であり、その扱いには格別の慎重さが要求されるものであるが、一方でこれまで、叙位・叙勲や表彰要件の該当の有無について、守秘義務によって守られた官公署間やその内部において、共通の事務として相互に照会、回答がなされてきた実態がある。刑罰等の情報を、表彰者の選考に用いることは、表彰要件としての客観性も担保されており、当該本人の権利利益を不当に害するおそれもないため、妥当であると考えます。

● 諮問事項 2 「市外に本籍がある者の刑罰等情報の収集について」

刑罰等の情報は、「社会的差別の原因又は個人的秘密の侵害となるおそれのある個人情報」に該当するが、官公庁間の相互における情報の収集・提供であり、前項において、実施機関内部における刑罰等情報の目的外利用を妥当とした均衡上、実施機関の外部からの収集についても、公益上の必要を認め、妥当であると考えます。

● 諮問事項 3 「刑罰等情報及び本籍地情報の本人以外から収集することについて」

本人から情報を収集したのでは、情報の客観性・正確性を確保することに支障が生じる可能性があり、また表彰事務の性質上、本人からの収集はなじまないため、本人以外のものから刑罰等情報及び本籍地情報を収集することの必要性を認め、妥当である。

● 諮問事項 4 「市税の納付状況の目的外利用について」

刑罰等の情報と同様、市税の納付状況に関する情報の扱いについては、十分な配慮がなされるべきものであるが、納税は全国民の義務であり、表彰に要する費用は市民からの税により賄われている。市税の納付状況を、表彰者の選考に用いることは、表彰要件としての客観性も担保されており、当該本人の権利利益を不当に害するおそれもないため、妥当であると考ええる。

なお、刑罰等情報及び市税の納付状況などは、社会的差別の原因又は個人的秘密の侵害になるおそれがあり、個人の人格に深く関わる情報であることから、事務の目的を達するために必要な範囲内に限り利用又は収集することを徹底するとともに、収集後の取扱いについても、特に慎重な配慮を求める。

4 審査の経過

当審査会は、本件諮問事件について以下のとおり審議を行なった。

- ① 平成 27 年 7 月 24 日 諮問書の受理
- ② 平成 27 年 8 月 3 日 第 1 回審査会